

認定機能訓練指導員事業要綱

制定 平成 31 年 5 月 1 日付

1 目的

高齢者が本来持っている身体機能を十分に生かすための効果的な機能訓練や日常生活の機能向上を目指し、機能訓練指導員等の普及を図り、いきいきと自立した生活ができるように、高齢者の日常生活を支援することを目的とする。

2 定義

(1) 事業者

介護保険事業を実施しているとともに、機能訓練事業に理解があり、以下に定める要件のすべてを満たすものとして特定非営利活動法人介護予防研究会（以下「研究会」という。）が認めた者をいう。

ア 法人格を保有すること。

イ 認定機能訓練指導員養成講座を実施する意思があること。

ウ 4 に掲げる事業に係る研究会の指示に従う意思があること。

(2) 指定事業者

認定機能訓練指導員養成講座実施要領（以下「講座実施要領」という。）に定める手続きを経て、認定機能訓練指導員の養成を行うことができるものとして研究会が指定した事業者をいう。

(3) 主任認定機能訓練指導員

主任認定機能訓練指導員とは、事業者からの推薦を受け、研究会が実施する講座を受講し、所定の試験に合格したもので、介護予防・認定機能訓練指導員養成講座の講師等を行うことができるものとして研究会が認めた者をいう。

(4) 認定機能訓練指導員

認定機能訓練指導員とは、指定事業者が実施する講習を受講し、所定の試験に合格したもので、介護予防のための機能訓練指導員等を行う能力を有するものとして研究会が認めた者をいう。

3 事業の実施主体

本事業の実施主体は、特定非営利活動法人介護予防研究会とする。

4 事業内容

(1) 主任認定機能訓練指導員養成事業

事業者からの推薦を受けた者を対象として、主任認定機能訓練指導員を養成する。

(2) 認定機能訓練指導員養成支援事業

指定事業者が実施する認定機能訓練指導員の養成に対して、講習カリキュラム及びテキストの提供等の支援を行う。

5 事業者の責務

事業者は認定機能訓練指導員養成講座事業の実施にあたっては、研究会の定める要綱等及び指示に誠実に従わなければならない。

6 認定機能訓練指導員の推薦に対する拒否

事業者が以下の事由に該当することとなった場合には、研究会は当該事業者からの主任認定機能訓練指導員養成講習の受講者推薦を拒否することができる。

(1) 事業者が、「5 事業者の責務」に反して、研究会の指示等に従わないとき。

(2) 主任認定機能訓練指導員養成講座の受講者推薦にあたり虚偽の内容を申告したとき。

(3) 2(1) に定める要件を満たさなくなったことが明らかとなったとき。

7 指定事業者の取消し等

指定事業者が、本事業の実施にあたり、5の責務に違反し、又は偽りその他不正を行った場合等においては、講習実施要領の規定に基づいて、研究会は指定を取り消し、又は期間を定めて講習の実施を禁止することができる。

8 守秘義務

(1) 研究会職員

この事業に従事する地独職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(2) 事業者及び指定事業者

事業者及び指定事業者は、主任認定機能訓練指導員、認定機能訓練指導員及び関係職員に対して、個人情報保護等の法令を遵守させるとともに、その取扱いに十分注意するよう指導しなければならない。

9 情報公開及び事業者の公表

研究会は、事業実施情報の公開に努めるとともに、事業者及び指定事業者の名称、本部所在地を公表するものとする。また、指定の取消を行った場合等も同様とする。

附 則

この要綱は、平成 31 年 5 月 1 日から施行する。